

弁護士に聴く
判例から見る労働トラブルの防止対策

弁護士 西脇明典 108



能力不足者への改善指導は必要か

和3年7月8日判決)を取り上げたい。

1、人事労務分野において、能力不足、能率不足の社員に対し、どのように対応するかは、旧くて新しい問題である。能力が不足している、能率が悪いから、あなたは「だめ社員」であるなどと言えば、昨今「パワハラ」だと厳しい反駁を受けるであろうし、能力不足で即解雇てしまえば、その解雇は有効であると判断されるには高いハードルがあることは今や常識の部類かもしれない。このようないい状況のなか、最近の裁判例として、Zemax Japan事件(東京地裁令

が7名、米国の親会社が開発したソフトウェアの販売、技術的サポート等を業務としていた。労働者(原告)は、即戦力の中途採用で唯一のエンジニアとして入社し、顧客の技術的な質問にメールで回答するサポート業務に従事していたところ、入社約5か月後に「労働能力もしくは能率が甚だしく低く、または甚だしく職務怠慢であり勤務に堪えないとみとめられたとき」に当た

るとしてなされた普通解雇を有効とした。判決は次のようにいう。

「原告は被告の指示に従うべきであり、同指示に従わないのであればその理由を被告に説明すべきであつたとはい、これに従わないことは能力不足を構成する一要素となる」、指導改善指示について「原告がこれを受け止め改善する意思及び姿勢を示していかなければ改善の余地はないところ、真摯な対応をせず、むしろ被告代表者に対しその指示に従わない姿勢を示し、勤務を続けることに積極的な姿勢を示さなかつたのであるから、原告と被告との間におよそ適切なコミュニケーションを図ることが困難

な状況であったといえ、そうである以上改善の可能性がなかつた」と。3、この判決でも、使用者が求める能力と業務遂行状況からみた労働者の能力の差異の説明、改善点の指摘と指導、一定期間の猶予を与えて様子を見ることが必要である、「望ましい対応」として業務改善プランの提示などと並んで重要な要素である。

4、本件では、即戦力、技術的・能力的に期待感があり労働者であつたであろうが、業務における指示・指導への反抗、指示等を蔑ろにする対応は、会社の付与がなくても解雇有効と導き出していることは、いままでにない、裁判所の判断プロセスではなかろうか。

この事案では、代表者が指示され了解した業務内容を行なう姿勢を示さない、業務を調整するため繁忙の時間をかけて丁寧に指導をする、配置転換を行い業務への対応を見る、のではなくれば能力不足の解雇はみとめない、というのではなく、労働者における入社後の「意思・姿勢」等から判断する手法が今後も拡がっていくことを期待したい。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）イラスト・源 安孝



な状況であったといえ、そうである以上改善の可能性がなかつた」と。

どうか、が、業務遂行において重要な要素であることと、労働者は中途採用であり入社後短い期間で解雇されているものの、社会通念上相当ではないとも裁判所はいわす、解雇を認めたのである。